

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を利用した賑わい創出の取組について

～国道8号 敦賀市曙町～本町1丁目区間における取組～

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所

1. はじめに

近年「道路の歩行空間を利用した賑わいづくり」「道路空間にカフェやベンチを設置し、滞在や休憩ができる空間の創出」という道路へのニーズが高まっています。

そのような中、国土交通省の施策として、「道路法等の一部を改正する法律」により、賑わいのある道路空間の構築のための道路指定制度「歩行者利便増進道路（以下、「ほこみち制度」という。）」が創設されました。

今回ご紹介する国道8号 敦賀市曙町～本町1丁目区間（以下「当該区間」という。）における賑わい創出の取組については、ほこみち制度を利用したものとなります。本稿では取組を行うにあたっての課題や検討事項、今後の展開を紹介します。

2. 敦賀市の概要とほこみち利用箇所

敦賀市は、福井県南西部に位置し、北は日本海に面し、その他三方は山岳が連なり、敦賀湾と平野部を囲んでいます。

また、近畿地方と中部地方から北陸地方への玄関口となる都市であり、昔から港町として栄えた経緯から物流産業が盛んな都市です。

2023年度末には北陸新幹線敦賀駅の開業を見据え、観光客の増加を見込み、駅西地区の再整備事業が進んでいます。

当該区間はJR敦賀駅から歩いて10分程度の箇所、観光地である氣比神宮、赤レンガ倉庫、氣比の松原への入り口となる箇所となります。（図－1）



図－1 位置図

3. 敦賀空間再整備事業について

当該区間は、その前段階として、敦賀市と共同で施工した敦賀空間再整備事業（以下「再整備事業」という。）が行われております。

この事業は、敦賀バイパスの開通に伴う自動車交通の転換を受け、車道を4車線から2車線へ変更するとともに、歩行者等の安全性を高めるため各交差点のコンパクト化を行うとともに敦賀駅から氣比神宮、敦賀港周辺エリアへ向かう主動線で賑わいを楽しみながら回遊できる歩行空間を創出していく事業です。

なお、事業詳細は、2020年12月号掲載記事「国道8号敦賀空間再整備の完成について」で紹介しておりますので、ご参照ください。

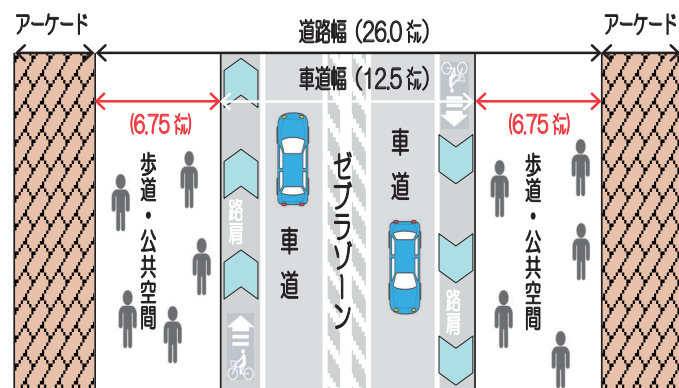
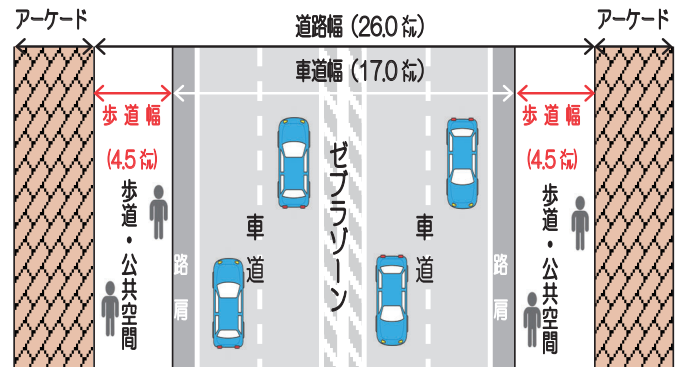


図-2 イメージと平面図（整備前後）

4. ほこみち制度利用にあたっての課題の検討

再整備事業により構築された歩行空間において、“地域活性化を図りたい”敦賀市と“歩行空間の有効利用を図りたい”道路管理者（国）の考えが合致し、ほこみち制度を利用した賑わいづくりの計画がスタートしました。

今回ほこみち制度で利便増進誘導区域を指定するまでの流れを図-3に示しました。

■歩行者利便増進道路（ほこみち）制度利用に関する流れ

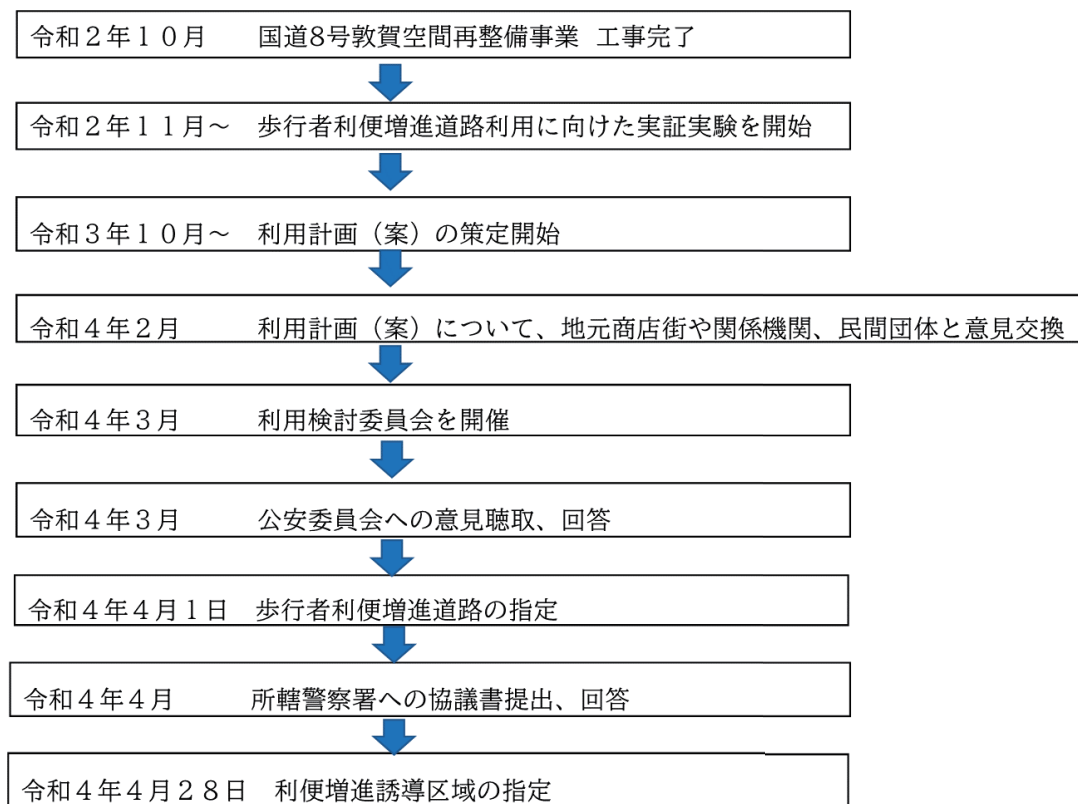


図-3 手続の流れ

次にほこみち制度の手続を進めるにあたり、各項目において出た課題、検討した点をその次に記載します。

① 実証実験を行った結果及び利用計画策定にあたって

再整備事業後、当該箇所のイベント利用状況を把握するため、敦賀市を主体とする実証実験（ケーターリングカーや物販、音楽イベント（以下「賑わい創出イベント」という。）を行いました。

その結果、実証実験の期間中においては、気比神宮交差点～本町一丁目区間において、多くの賑わい創出イベントの実施があり、出店要望も多いことが判明しました。

よって、利用計画策定区間はまず気比神宮交差点～本町一丁目区間と定め、その区間より西の区間については、次年度以降に利用計画を策定することとしました。

利用計画の策定にあたっては、実証実験実施にご協力いただいた商店街や民間団体を中心に意見の集約を行うとともに、賑わい創出イベントに訪れた方にも、利用しての感想について、アンケートを実施しました。

その結果、親子連れの方が休めるベンチなどの設置や遊べる空間の創出、駅前から自転車で訪れる方の駐輪場の設置の必要性などのご意見をいただきました。

こうした意見に対し、敦賀市と協議を行い新たな設置には時間と費用が必要なこともあり、まず当該区間における現状の駐車場（駐輪場を含む）やトイレ、休憩施設等の配置状況を精査し、利用計画の各エリアの中で施設が不足していると考えられる箇所に限り設置を検討する（本町1丁目～本町交差点の間にトイレの設置及び駐輪場の貸与を検討）とし、基本的には現状配置されている施設を有効利用する方針として利用計画図を策定しました。

なお、駐輪場やトイレ等の設置箇所がわかりづらいとの意見がアンケート結果として一部あったため、

敦賀市や地元まちづくり会社のホームページ、観光マップ等で設置箇所の位置図を掲載するなど、利便性の向上に努めることとしました。(図-4 図-5)

○実証実験の結果から	
・実証実験を行った結果、休憩施設、トイレ、こどもの遊び場を増やしてほしいとの意見が多く寄せられた。	
検討事項	既存施設（国道8号周辺の公共施設含む）で対応が可能か、新規で設置する必要があるか検討
検討結果	当該箇所周辺を確認したところ、上記の施設が既存で無いことはないが、設置箇所が分散していることが判明 トイレについては、国道8号本町通りの中間にあたる本町交差点付近に公共施設が少ないことから、国道8号沿線の公共用地（例：都市公園等）にトイレ新設を検討する。 なお、設置箇所については、空活ホームページや観光マップ等で情報発信を行い、歩行者の利便性向上に努める。

図-4 実証実験の結果について（利用検討委員会資料より一部抜粋）

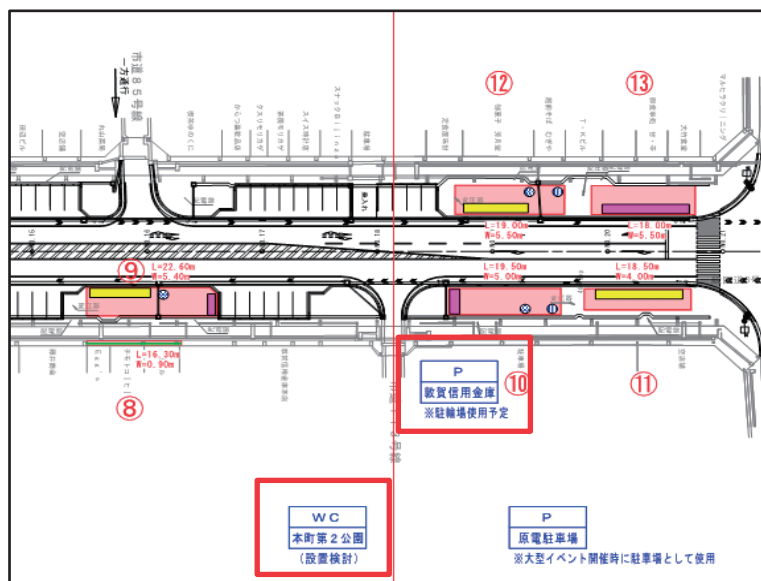


図-5 トイレ及び駐輪場の検討位置について（利用計画図より一部抜粋）

② 利用検討委員会を開催するにあたって

当該箇所における歩道空間等の有効活用にあたり、周辺土地利用状況との調和を保ちつつ、公共的利用の確保とまちづくりやにぎわい創出の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図るため、道路管理者（国）、地元関係機関（商工会議所、まちづくり会社）、有識者（大学教授）、敦賀市で構成される利用検討委員会を開催しました。

利用検討委員会では、様々な立場からご意見をいただき、制度運用を進める中であらためて課題を検討、解決していくことで、よいものを作っていくことが重要という結論に至り、利用計画の了承を得ました。

③ 公安委員会等からの意見聴取について

当該箇所の道路指定、誘導区域指定を行うにあたって、公安委員会、所轄警察署と事前協議を行った中での意見として、交差点付近でのドライバーの視距の確保、歩道内における点字ブロックからの離隔確保があがりました。

まず、交差点付近においては、ケータリングカーとベンチや椅子などの休憩施設を設置することが計

画されていたことから、車道から離れた歩道側に物件を設置することとし、また、実際に使用するケーシングカーの高さがドライバーの視距の妨げにならないかなども併せて協議時に確認しました。(写真-1)

また、軒先からの物販を計画としていた箇所においては、歩行者の安全確保や障害者の方が利用する点字ブロックを侵さないようにするため、一定の離隔(60cm程度)を確保し、配置する計画とすることとしました。(写真-2)



写真-1 交差点付近の誘導区域



写真-2 物販を行う箇所の誘導区域

④ 道路指定区間、誘導区域を定めるにあたって上記①～③の事項を踏まえ、道路指定区間、誘導区域を検討しました。

なお、誘導区域の設定にあたっては、③で記載した事項を踏まえるとともに、既設の地上物件(分電盤等)の保守作業の支障とならないよう、占有者に確認したうえで、誘導区域との間に1mの離隔を確保することとしました。(図-6

図-7 写真-3)



写真-3 地上物件との離隔を考慮した誘導区域

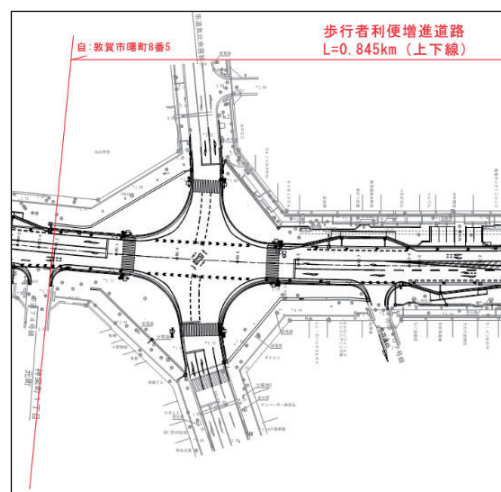


図-6 歩行者利便増進道路指定図(一部抜粋)

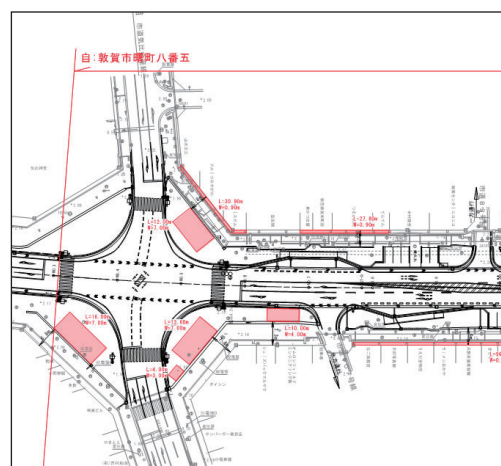


図-7 利便増進誘導区域指定図(一部抜粋)

5. おわりに

各事項の課題、検討を経て、令和4年4月1日に道路指定、その後、利用計画の承認、4月28日に誘導区域の指定がなされた後、敦賀市より占用申請が提出され、占用許可後初めての賑わい創出イベントが5月14日開催され、音楽イベントやにぎわい市など、地域の方が多く訪れました（写真-4）。

今年度は次区間の誘導区域指定に向けた実証実験を行い、課題抽出、解決に向けた検討を行った上で、計画を策定する予定です。

当該区間における運用にあたり、解決すべき課題もありますが、今回誘導区域指定を行った知見を踏まえ、よりよいものとなるよう今後も取組を進めていきます。



写真-4 イベント当日の風景